

## 審議会委員の選挙について

蕨市が施行する錦町土地区画整理事業では、土地区画整理審議会を設置し、審議会の意見を聴きながら、事業を進めています。

審議会委員は、学識経験者3名、施行地区内の宅地の所有権者11名、借地権者1名により組織されており、所有権者、借地権者の委員は選挙により選出され、その任期は5年以内となっています。

現在の審議会委員の任期が今年の12月19日で満了となることから、12月には、審議会委員の選挙を行います。選挙のスケジュール(予定)は下記の通りとなります。

なお、詳細については、広報わらびや蕨市ホームページ等で随時お知らせします。

選挙期日の公告	9月12日（火）
選挙人名簿の縦覧期間	10月25日（水）～11月7日（火）
立候補者の受付時間	11月27日（月）～12月6日（水）
選挙期日（投票日）	12月17日（日）

### 代表者選任通知書の提出のお願い

共有名義で土地を所有、あるいは借地している方は、共有者のうちから選任された代表者が、また法人においては、会社が選任した代表者が審議会委員選挙での投票、立候補を行うことになります。

『代表者選任通知書』を提出していない方は、「区画整理課・計画換地係」までお問い合わせ下さい。

### あとがき

この『錦町区画整理だより』は、施行地区内の関係権利者全戸へ配布しています。今後も皆様のお役に立てるように内容の充実に努めていますので、ご意見、ご要望等がありましたら、「区画整理課・計画換地係」までご連絡下さい。

### 区画整理事業に関するお問い合わせ先

土地・境界確認・選挙に関すること → 区画整理課・計画換地係 048(433)7720

建物等移転に関すること → 区画整理課・移転係 048(433)7721

道路等工事に関すること → 区画整理課・工事係 048(433)7717

# 錦町区画整理だより

## はじめに

初夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

錦町地区では、良好な住環境を整備し、災害に強いまちづくりを推進するため、土地区画整理事業を進めています。

この事業に対し、日頃より皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げるとともに、今後もより一層の事業推進に努めてまいります。

さて、今回の区画整理だよりでは、事業の進捗状況、今年度の事業計画に加え、今年12月に行われる土地区画整理審議会委員の選挙について、お知らせします。

## 事業の進みぐあい

～令和5年3月31日現在～

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ◇ 仮換地の指定状況       | 86. 2%   |
| ◇ 建物の移転状況        | 69. 9%   |
| 実施済戸数（全体1, 535戸） | 1, 073 戸 |
| ◇ 宅地・道路等の整備状況    | 66. 2%   |
| 整備済面積（全体85. 1ha） | 56. 3ha  |



## 令和5年度事業計画について

### 建物移転について

今年度予定の21戸に加え、国の令和4年度補正予算を活用した継続分などの5戸を合わせた合計26戸の建物移転を予定しています。関係権利者の方には担当者が説明をお伺いしますので、よろしくお願いします。

### 道路整備等の工事について

道路の整備は、建物移転箇所を中心に街路築造工事を予定しています。

### 仮換地指定について

将来の土地の位置や形状を決定する“仮換地指定”は、今後も関係権利者の皆様と協議を進め、協議が成立したところから、仮換地の指定を行います。

## 令和5年度の建物移転予定箇所、 及び今後の事業予定について

今年度の建物移転は、○で囲まれた箇所を中心に26戸を予定しています。

太線より // 斜線側は、今後概ね5年間で建物移転の完了をめざすエリアを示しています。関係権利者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、建物の表示が無く、区画が整然となっている部分は、既に移転が完了したところです。

## 事業計画を変更しました

錦町土地区画整理事業の実施期間を延伸するため、令和5年1月13日に事業計画を変更しました。

今回の変更では実施期間の延伸に合わせて、資金計画（総事業費）の見直しも行いました。

名 称	蕨都市計画事業錦町土地区画整理事業
施 行 者	蕨 市
施 行 期 間	昭和58年9月6日から令和31年3月31日まで
施 行 面 積	85.1ha
総 事 業 費	445億7,200万円

## 仮換地の境界確認について

錦町土地区画整理事業では、事業の開始から完了までの間、仮換地の道路や隣地との境界については、実施者である蕨市が管理をしています。

仮換地の建築行為等で境界確認が必要な場合は、市が境界杭の点検等を行いますので、事前に「区画整理課・計画換地係」までご連絡下さい。なお、境界確認の依頼を受けてから測量作業の実施までには、2週間程度の期間が必要となるので、早めの依頼をお願いします。

特に、宅地内でブロック塀等の外構工事を行う時に、境界杭の点検を行わず、境界が未確認の状態で施工された場合、境界杭のずれ等により、隣地や道路へ越境してしまう恐れがあるので、工事着工前に必ず境界杭の点検を受けて下さい。

